

手数料を徴収する事務の区分			確認申請	中間検査	完了検査	
					中間検査を受けたもの	中間検査の対象となっていないもの
1 建築物に関する確認の申請	昇降機に係る部分が含まれない場合	100㎡以内のもの	14,000	13,000	13,000	15,000
		100㎡を超え、200㎡以内のもの	16,000	18,000	19,000	20,000
		200㎡を超え、500㎡以内のもの	34,000	24,000	22,000	24,000
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	69,000	36,000	43,000	45,000
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	87,000	49,000	56,000	58,000
		2,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	143,000	123,000	104,000	108,000
		4,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	195,000	154,000	144,000	150,000
		6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	239,000	167,000	173,000	179,000
		8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	261,000	176,000	187,000	194,000
		10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	374,000	217,000	213,000	226,000
		20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	478,000	228,000	258,000	271,000
		50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	665,000	269,000	356,000	369,000
		100,000㎡を超えるもの	956,000	334,000	508,000	521,000
2 建築設備に関する確認の申請	エレベーター・エスカレーター		14,000	—	—	18,000
	小荷物専用昇降機を設置する場合		10,000	—	—	14,000
	エレベーター・エスカレーター	計画変更	8,000			
	小荷物専用昇降機を設置する場合	計画変更	7,000			
3 工作物に関する確認の申請	工作物を築造する場合		17,000	—	—	20,000
	工作物を築造する場合	計画変更	10,000			

手数料の区分における床面積の算定方法について

区分		床面積の算定方法
確認申請 中間検査 完了検査	新築又は増築	当該建築に係る部分の床面積の合計
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更	当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1
確認申請 (計画変更)	新築又は増築	当該建築に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する床面積)
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更	当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1

工作物(擁壁)の手数料に係る基数の算定方法について

区分	基数の算定方法	例
擁壁の高さが異なる場合	高さが異なる擁壁をそれぞれ1基として算定	H=3m、H=4mなど構造計算が異なるもの(間知石の場合は、図集のタイプごとにそれぞれ1基として算定する。)
擁壁の構造種別及び構造形式が異なる場合	構造種別や構造形式ごとにそれぞれ1基として算定	間知石、L型擁壁(現場打)、L型擁壁(PC)、逆L型擁壁等構造種別や構造形式が異なり、それぞれ別の構造計算を伴うもの。
基礎工法が異なる場合	異なる基礎工法ごとにそれぞれ1基として算定	直接基礎、杭基礎など基礎の構造計算が異なるもの。(地盤の許容応力度が異なる場合もそれぞれ1基として算定する。)